

新しい 法律のご案内



借入れの条件変更が行いややすくなりました —中小企業金融円滑化法—	1 頁
独占禁止法の改正について —課徴金の対象行為が広がっています—	2 頁
事業用の定期借地権の期間が長くなりました	3 頁
時間外労働について割増賃金が引き上げられました —労働基準法が改正されました—	4 頁
「成年後見」の制度が施行10周年を迎きました	5 頁

借入れの条件変更が行いややすくなりました —中小企業金融円滑化法—

1 深刻な経済不況と貸付条件の変更

中小企業などの資金繰りを支えるため、2009年（平成21年）12月4日から「中小企業金融円滑化法」が施行されています。これは、中小企業や住宅ローンの借り手が金融機関に借金返済の負担の軽減を申し込んだ場合、金融機関はできる限り返済期限の延長や金利の減免といった貸付条件の変更などの措置をとるように努めるというものです。

たとえば、店の売上げが落ち込んでいるので返済条件を見直してほしいと銀行に申し込みますと、銀行は元本の返済猶予や返済期間の延長に努めなければならないことになっています。

対象となる中小企業は、小売業の場合は資本金5000万円以下又は従業員50人以下であること、卸売業の場合は資本金1億円以下又は従業員100人以下であることなどの要件があります。

この法律は、2011年（平成23年）3月31日までの时限立法です。亀井金融担当大臣は、経済が回復しないときは延長する可能性があると言っています。

2 国が金融機関を監督

金融機関に努力義務を課すだけでなく、必要な体制を整備することと、行政庁に貸

付条件の変更等の実施状況を報告することを義務づけています。行政庁はこれらの報告を取りまとめて公表します。

また、貸付条件の変更に応じたことを理由に新規融資を拒否しないように、金融機関に対する監督指針を改定しました。

3 多くのケースで条件変更が実現

法律の施行前に比べて、返済条件の変更を求める中小企業が増えています。実際に条件変更が認められることが多いようです。

近畿財務局は、今年1月末時点の近畿の地方銀行12行の状況を発表しましたが、中小企業から返済猶予等の申込みがあった件数は1万842件で、そのうち42%の4628件で返済条件の見直しが行われました。また、住宅ローンについては、返済条件の変更申請が2175件あり、そのうち12%の260件で条件の見直しがされました。

また、帝国データバンクのアンケート調査では、申請した企業の4分の3で条件変更が実現したと回答しています。半年から3年程度返済を繰り延べてもらったとか、元本を半年から1年程度据え置き、利払いだけにしてもらったという企業が多いようです。

(弁護士 松森 彬)

独占禁止法の改正について —課徴金の対象行為が広がっています—

独占禁止法が2009年（平成21年）6月に改正され、2010年（平成22年）1月から施行されています。今回の法改正の骨子は、「課徴金制度等の見直し」や「企業結合規制の見直し」などですが、ここでは主に「課徴金制度等の見直し」に関して、その内容をご紹介します。

1 「優越的地位の濫用」などが 課徴金の対象に

課徴金制度等の見直しに関して重要な改正は、課徴金の対象となる行為類型が拡大されたことです。

独占禁止法による規制対象は、大きく分けると、「私的独占」、「不当な取引制限（カルテル）」、「不公正な取引方法」の三つがありますが、このうち、「不公正な取引方法」については、これまで、課徴金の対象ではありませんでした。それが、今回の改正により、「不公正な取引方法」とされるもののうち「優越的地位の濫用」と呼ばれる行為など、一定の行為類型が新たに課徴金の対象として追加されました。

2 具体的には

「優越的地位の濫用」というのは、取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対して不当に不利益を被らせることです。具体的には、「押し付け販売」、「協賛金の支払や従業員の派遣の強制」、「対価の減額」などが挙げられます。そうした優越的地位の濫用にあたる行為を継続した場合、課徴金の対象となります。

課徴金というのは、違反行為を抑止するために、違反行為を行った事業者に対して取引額の一定割合に相当する額を国に納付させるものです。今回の改正により課徴金の対象となった「優越的地位の濫用」の場合は、取引額の1%とされています。

「不公正な取引方法」のうち、ほかに課

徴金の対象となった行為類型としては、不当廉売、差別対価、共同取引拒絶、再販売価格の拘束があります。

3 独禁法は身近な法律

独占禁止法というと、市場の独占やカルテルなどを規制していることから、一部の大規模な事業者以外には関係のない法律と思われているかもしれません。

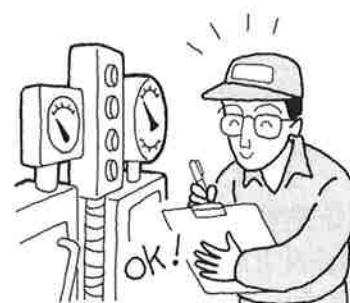
しかし、上述の「優越的地位の濫用」などは、すべての事業者が関わりうる問題です。

また、「優越的地位の濫用」に関しては、下請事業者の保護を図るために、独占禁止法の特別法として、「下請法」（下請代金支払遅延等防止法）と呼ばれる法律が以前から定められています。

下請法は、親事業者がその優越的地位を利用して、下請事業者に対して不当な代金減額をしたり、買いたたきをしたりすることなどを規制しています。下請法では、公正取引委員会による勧告制度も設けられています。公正取引委員会により、親事業者に対して、減額した代金を下請事業者に支払うよう勧告がなされることもあります。

このように、独占禁止法は、すべての事業者が関わりうる身近な法律ですので、その改正内容には注意を払っておく必要があります。

（弁護士 高江俊名）



事業用の定期借地権の期間が長くなりました

1 定期借地権とは

近年、定期借地権付きの住宅が販売されることが増えており、定期借地権という言葉を耳にされた方も多いと思います。

定期借地権は、ひとことで言うと、更新がない借地権です。建物の所有を目的とする借地関係については、法律で借主が強く保護されていて、通常の借地権を設定した場合、契約の更新が認められやすく、地主がいったん借地権を設定すると、なかなか土地が返還されません。そこで、土地の活用を促進するため、1992年（平成4年）の法改正で定期借地権の制度が設けられました。定期借地権の契約の場合は、更新がなく、契約期間の満了により地主に土地が返還されます。

定期借地権には、一般定期借地権、事業用の定期借地権、建物譲渡特約付借地権の3つがあります。

2 「一般定期借地権」とは

一般定期借地権は、借地権を設定する際に、50年以上の存続期間を定め、①契約の更新、②建物再築による期間の延長、③建物買取請求権に関する規定の適用がないことについて特約をする借地権です。

①～③についての特約は、公正証書による等書面によって定める必要があります。

地主としては、契約において、建物の種類など、用途を限定しておくべきです。更地に戻すことが予定されていますので、建物の取壊し費用を考慮して保証金の金額を定めることが多いと思われますが、木造の建物の場合と鉄筋などの堅固な建物の場合とでは、取壊し費用が異なるため、用途を限定すべきなのです。借主としては、残存期間が少なくなつてから建物が滅失した場合に中途解約ができる旨の条項を定めておくのがよいと思われます。

また、定期借地権であることを第三者に対抗できるよう、定期借地権の特約があることを登記する必要があります。

3 「事業用の定期借地権」の期間が長くなりました

専ら事業の用に供する建物の所有を目的とする場合には（居住の用に供するものは

除きます）、一般定期借地権と比べて短い存続期間での定期借地権が認められています。事業用の定期借地権の存続期間については、当初は、10年以上20年以下とされていましたが、2008年（平成20年）1月1日に施行された借地借家法の改正により、10年以上50年未満の間で、事業用の定期借地権を設定できるようになりました。改正により、土地をどのように利用するかについて選択肢が増えましたので、土地の活用が促進されることと思われます。

事業用の定期借地権の設定契約は、公正証書でしなければなりません。そして、存続期間が30年以上50年未満の場合、一般定期借地権のところで述べた①～③について特約が必要ですが、存続期間が10年以上30年未満の場合、①～③についての特約は不要です。

用途を限定すべきことや、中途解約事項を定めるのがよいことは、一般定期借地権の場合と同様です。

また、事業用の定期借地権であることを第三者に対抗できるよう、事業用の定期借地権の契約があることを登記する必要があります。

4 「建物譲渡特約付借地権」とは

建物譲渡特約付借地権は、借地権を設定する際に、設定後30年以上経過した後に借地上の建物を相当の対価で譲渡する旨の特約を定める借地権です。

一般定期借地権や事業用の定期借地権とは異なり、当初定められた30年以上の期間が経過した後に、建物が相当の対価で借地権設定者に譲渡されることにより、借地権が消滅し、土地が返還されます。建物に借地権者等が居住を継続する場合、その者から請求がなされれば、賃貸借契約が成立しますので、期間終了により直ちに地主が建物を使用できるとは限りません。

契約に際しては、期限付売買などの建物譲渡特約を定める必要があります。そして、建物の譲渡による所有権移転の地位を保全するため、建物について、所有権移転請求権の仮登記をしておく必要があります。

（弁護士 高橋礼雄）

時間外労働について割増賃金が引き上げられました

—労働基準法が改正されました—

1 時間外労働と有給休暇について 改正がありました

近年、長時間にわたり労働する労働者が増えています。週60時間以上労働する労働者が全体で約10%あり、特に30代の子育て世代の男性では約20%になっています。そこで、労働者が健康を保持しつつ労働以外の時間を確保できるようにするために、労働基準法の労働時間に関する制度について改正がなされ、2010年(平成22年)4月1日から施行されています。

今回の法改正の主な点は、「時間外労働の割増賃金率の引き上げ」、「年次有給休暇の時間単位での取得」、「特別条項付き36協定で定める事項」の3点です。

2 時間外労働の割増賃金の率が 引き上げられました

(1) 月60時間を超えた分については、 割増賃金率が50%以上に

法定労働時間(1日8時間、1週間40時間)を超えて労働した場合、時間外労働となり、割増賃金が発生します。改正前は、時間外労働の割増賃金率は25%以上とされていました。改正後は、月60時間までの分は、改正前と同じく25%以上ですが、月60時間を超えた分については、50%以上とすることになりました。月60時間を超える時間外労働の割増賃金の率及び1ヶ月の起算日(毎月何日から労働時間を計算するか)については、就業規則に定める必要があります。

(2) 引き上げ分については、 有給休暇の取得も可能

事業場で労使協定を締結することにより、今回の割増賃金の引き上げ分について、割増賃金に代えて、有給の休暇を取得することができます。

引き上げ分について、割増賃金、有給休暇のいずれを取得するかは、労働者が選択することができます。

(3) 中小事業主については、 適用が猶予されます

以上の時間外労働の割増賃金率の引き上げに関しては、中小事業主については、適用が猶予されます(施行から3年経過

後に改めて検討することとされています)。

中小事業主に当たるかどうかは、①資本金の額又は出資の総額と、②常時使用する労働者数で判断されます。例えば、飲食店の場合、①が5000万円以下であるか、②が50人以下であれば、適用が猶予されます。また、運送業の場合、①が3億円以下であるか、②が300人以下であれば、適用が猶予されます。

3 年次有給休暇を時間単位で取得する ことが可能になりました

改正前は、年次有給休暇は、日単位で取得することとされていましたが、改正後は、事業場で労使協定を締結することにより、1年に限り5日分を限度として時間単位で取得できるようになりました。

年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が選択することができます。

4 特別条項付き36協定で定める 事項について

労働者に時間外労働をさせるためには、労使で時間外労働協定(36協定)を締結し、これを労働基準監督署に届け出る必要があります。時間外労働については、限度とする時間の基準があり(例えば、1ヶ月あたり45時間)、これを超えて時間外労働をさせるには、特別条項を付けて36協定を締結しなければならないとされています(特別条項付き36協定)。

今回の改正で、特別条項付き36協定を締結する際には、限度時間を超えた時間外労働についての割増賃金率を定めることとされました。そして、その割増賃金率は、法定の割増賃金率(月60時間までは25%以上、月60時間を超えると50%以上)を超える率とするよう努めることとされました。また、限度時間を超える時間外労働をできる限り短くするよう努めることとされました。なお、自動車の運転の業務等、限度時間の基準の適用が除外されている業務等については、特別条項付き36協定についての改正は適用されません。

(弁護士 高橋礼雄)

「成年後見」の制度が施行10周年を迎えました

1 時代背景

社会の高齢化が進み、今や65歳以上の高齢者人口が2割を超える一方、家族観の変化や少子化などによって、家族と離れて生活するお年寄りの方が増えています。

また、障害を持っていても、施設に隔離されたりするのではなく、地域で、障害のない人と同じように生活できるような社会を目指すという「ノーマライゼーション」の考え方方が、社会の中で広がってきています。

そのような時代状況を背景として、認知症や知的障害などによって判断能力が十分でない人たちの生活を支えるために、今から10年前、新しい成年後見制度が施行されました。

2 どんな人が後見人になるか

成年後見制度では、後見人となった人が、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、その財産を管理したり、生活に必要な様々な契約を結んだりして本人の生活を支援します。誰を後見人として選任するかは、後で述べる「任意後見契約」を本人が予め締結している場合を別にすれば、家庭裁判所によって決められます。子や配偶者などの親族が後見人として選任されることが多いですが、親族がいなかつたり、親族間に対立がある場合などは、弁護士や社会福祉士などの専門職が後見人として選任されています。最近、親族ではなく、そのような専門職が選任される割合が増えてきています。

3 自分で後見人を選んでおくには

「任意後見契約」というのは、判断能力が十分なうちに、将来に備えて後見人を自ら選んでおくためのものです。自分が信頼できる人と予め契約をしておくので、自らの判断能力が低下したときに、どのように生活したいか、自分の資産をどのように使ってもらいたいか、といったことなどを、その後見人となる人に伝えておくこともできます。判断能力が低下して後見人が職務を行うときには、後見人が不正を行わないように、家庭裁判所が、その後見人を監督するための監督人を選任します。任意後見契約は、公証人が作成する公正証書によって締結することになっていますので、遺言の作成と併せて任意後見契約を検討する人もおられます。

4 今後も増える利用件数

裁判所の統計によると、成年後見制度の利用件数は、10年前に施行されたときは年間約9000件でしたが、最近は年間約2万7000件と、この10年間で3倍になっていて、今後さらに増えていくものと予想されています。

(弁護士 高江俊名)

事務所案内

業務のご案内

●業務時間【平日】午前9時15分～午後5時30分
【第1・3土曜】午前9時15分～午後0時30分

●相談は予約制になっております。事前にお電話をお願いいたします。

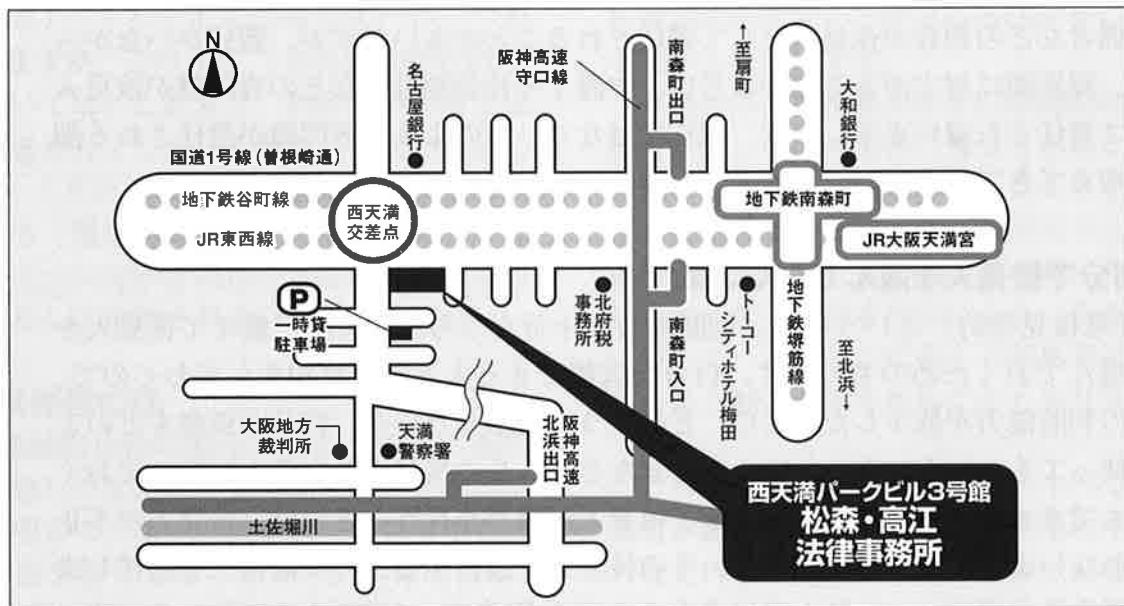
●初回相談料…30分 5,250円

事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階

地下鉄堺筋線・谷町線「南森町」駅②番出口を出て国道1号線を左(西)へ5分

TEL (06) 6364-5010 · FAX (06) 6364-2372



ホームページもご覧ください
URL <http://www.mt-law.jp/>

● 松森・高江法律事務所 ●

【弁護士】
松森 彰・高江俊名・高橋礼雄